

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人有人会(以下「法人」という。)役員(理事・監事・評議員)の報酬に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 法人に在籍している事のみでの報酬は支給しない。

ただし以下の事項への出席に関しては交通費及び実費を支給する。

2. 理事会
3. 評議員会
4. 監事監査及び法人指導監査への監事の立ち合い
5. 法人が各役員に出席を依頼した講習会や説明会の出席
6. その他法人が出席を依頼した会合や会議

### (支給額)

第3条 交通費は前条の項目についての出席毎に一律1万円を支給する。

2. 講習会や説明会の受講費用は領収書と引き換えに実費にて補償することができる。

### (交通費を支給しない場合の条件)

第4条 2条の項目で同じ日かつ同じ場所にて開催された物については、出席に対しての交通費は、重複して支給しない。

2. 平成29年4月1日より施行の社会福祉法人有人会定款第13条の4項及び第26条の2項の手順により理事会及び評議員会の決議が行われた場合は交通費を支給しない。

### (支給日)

第5条 原則出席した当日に支給する。それが難しい場合は現金書き止め等別の手段にて後日支給する。

2. 交通費を受け取った役員は、当法人の定める領収書に記名押印し事務担当者に提出する。

### (改正)

第6条 この規定の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

## 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 10 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 21 日から施行する。